

○ 行二令  
財務省告示第百八十九号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第6号）  
平成二十一年五月十五日より告示する。政府短期証券の規定（平成十一年大蔵省令第5号）  
平成二十一年六月三日

國庫短期債券（第二十三回）  
財務大臣 謝野馨

二 一  
の法發号名稱及び記

法律項及の根拠

三  
用振等替法の適

四  
發行方法

「を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。」へ格替適下へ平成十三年法  
債め別つ入札に以を機用「平成二十一年法」及条、第に「金号法  
市る参て札発によ「下競闘を振替式第一九十九条昭和二年法」  
場も加、「と行「争は受けたる条昭和二年法」  
特の者財同「発行価に日けるもとのい「平成二十一年法」  
別にご務時と行「格付本銀もとのい「平成二十一年法」  
參よと大にい「競し銀行のう。」  
加るに臣行「以争て行」とう。」  
者発応がわ「下入行」とう。」  
・行募各れ及「札わする。」  
第へ限國るび価「れ。」  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

九	八	七	六	五
振替単位	振替口座簿	口イ	口イ	口イ
振替額	最高額	払込	発行	方法
振替額	低額	行争・別債	争非者	入価法
振替額	面金	札格第参市競金	札格第参市競	札格決
振替額	金	發競I加場行爭額	發競I加場行爭額	定の
振替法	千萬円	五二万三千九百三十三千二百八百八千円九百六億円二百八百七十五千八百二千七十五百萬	萬額億額円面三面金千金額万額で円で二千三百十一億九千	各申込各當限國度債額の市場範特圈別參加者ごと各申應も申るか込る額市。らみの場所のうを割りに當てていごとる。各申應の
の規定による振替口座簿				価格競争入札発行のという。

